

公表対象随意契約一覧(R7.9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	市長公室	浜田市新市誕生20周年記念 新聞広告作成業務	令和7年9月1日	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383番地	1,100,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	山陰中央新報社は、浜田市内で最多の発行部数を有する新聞社として、市内の写真素材や地域に根ざした情報を数多く保有しており、新聞広告を通じた、適かつ効果的な情報発信が可能であると考えるため。
2	環境課	不燃ごみ処理場浸出水処理施設改修工事	令和7年9月1日	浅野アタカ株式会社 広島支店 広島県広島市西区西観音町9番7号	6,754,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市不燃ごみ処理場浸出水処理施設は、埋立処分場からの浸出水を処理する特殊施設であり、施設プラント全体を浅野アタカ株式会社の前身、浅野工事株式会社の独自の技術とノウハウにより計画・設計・施工されている。そのため、運営上必要な機器、設備、制御等は独自開発された特殊部品や技術を必要とし、浅野アタカ株式会社以外では目的を達成できないため。
3	工務課	新戸川浄水場水位計修繕	令和7年9月2日	有限会社旭設備 浜田市旭町丸原70-1	1,416,800	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	新戸川浄水場の浄水池水位計および取水井水位計が、故障により正常な水位を表示しなくなったため、地区的維持管理を担当している有限会社旭設備へ修理を依頼した。
4	人事課	浜田市会計年度任用職員等の社会保険及び労働保険関係業務	令和7年9月4日	増本社会保険労務士法人 島根支店 浜田市殿町83番地195	8,624,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和7年6月現在において、有資格者名簿に「社会保険労務士業務」を担うとして登載された業者が1者のみであり、また、同者はこれまで浜田市会計年度任用職員等の社会保険及び労働保険関係業務を担っており、市との連携についての信用と信頼も高く、ノウハウも所持している。
5	教育総務課	小学校特別教室エアコン設置設計に伴う電源再検討設計業務	令和7年9月5日	有限会社環境設備計画 出雲市知井宮町237-9	1,430,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和6年度に行った設計業務の再検討設計であり、仮に別の設計事務所が行ったことによる電気のトラブル（容量不足や大幅な設計変更など）が発生した場合に、責任の所在が不明確となるため。 また、令和6年度の成果品の状況や現地の状況を把握しており、安価に設計を行うことができる可能性があるため。
6	環境課	浜田浄苑設備機器改修工事	令和7年9月9日	クボタ環境エンジニアリング株式会社 中国支店 広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号	40,920,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田浄苑は、し尿や浄化槽汚泥を処理する特殊施設であり、施設プラント全体として株式会社クボタ独自の技術により計画・設計・施工されている。そのため、運営上必要な機器や制御等についてはメーカーの独自製作された特殊部品や技術を必要とし、当該業者と契約しなければ目的を達成することが出来ないため。
7	下水道課	雲城処理場脱水乾燥設備修繕	令和7年9月9日	株式会社日立プラントサービス 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番2号	3,630,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該機器の納入業者であり、点検・整備に伴う解体・組立等について熟知しており、修繕中のトラブル発生時に迅速に対応できるため。
8	工務課	杜氏ヶ崎配水池水位計修繕	令和7年9月11日	愛知時計電機株式会社 広島営業所 広島県広島市西区中広町二丁目13番25号	900,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	配水池水位計故障により、正確な水位データが把握・監視できないため、緊急にて修繕を依頼する。なお、在庫としている愛知時計電機製の中継器（指示計）・ディストリビュータ・信号用避雷器の在庫品（新品）を支給しての施工とするため、該当機器の製造・施工を確実に実施できる愛知時計電機株式会社広島営業所へ依頼した。
9	旭支所産業建設課	旭温泉第1泉源概略調査業務	令和7年9月12日	協和地建コンサルタント株式会社 松江市東津田町1326番地1	1,221,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、旭温泉第2泉源の現況孔内調査の結果、揚湯量が減少していることから第1泉源との併用発揚を検討するため調査を実施するもの。 契約相手方は、第2泉源開発時に第1泉源の調査を行っており、当該箇所の地形や地質、設備を掌握していることから、迅速な調査の遂行に合理的であるため。
10	選挙管理委員会事務局	浜田市長選挙・市議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設営、管理及び撤収業務（三隅地域分）	令和7年9月12日	株式会社フタバ 中央支店 浜田市片庭町84番地4	1,804,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	2度の入札をしたもの、予定価格を下回る応札がなかったため、浜田市入札執行要領第34条により入札を打ち切った。 10月19日執行の市長市議選挙に間に合うようポスター掲示場を設置する必要があり、再度入札に付す時間がなく、また最低入札価格1,700,000円と設計価格の差が概ね5%程度であるため。
11	選挙管理委員会事務局	浜田市長選挙・市議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設営、管理及び撤収業務（浜田地域分）	令和7年9月12日	有限会社スリーステップ 浜田市金城町イ971番地2	5,995,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	2度の入札をしたもの、予定価格を下回る応札がなかったため、浜田市入札執行要領第34条により入札を打ち切った。 10月19日執行の市長市議選挙に間に合うようポスター掲示場を設置する必要があり、再度入札に付す時間がなく、また最低入札価格5,680,000円と設計価格の差が5%以内であるため。
12	選挙管理委員会事務局	浜田市長選挙・市議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設営、管理及び撤収業務（弥栄地域分）	令和7年9月12日	島根交設株式会社 浜田市下府町327-62	1,155,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	2度の入札をしたもの、予定価格を下回る応札がなかったため、浜田市入札執行要領第34条により入札を打ち切った。 10月19日執行の市長市議選挙に間に合うようポスター掲示場を設置する必要があり、再度入札に付す時間がなく、また最低入札価格1,100,000円と設計価格の差が5%以内であるため。
13	下水道課	浜田市下水道施設データ作成業務	令和7年9月12日	日本メンテナスエンジニアリング株式会社 浜田支店 浜田市相生町4236	1,947,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当業務は、新設工事による下水道管渠施設のデータを作成し下水道台帳システムに取り込む業務である。 下水道台帳管理システムは、平成13年度に浜田市用に開発されたものであり、著作権等の諸権利を有するシステム開発者でなければ本業務を遂行することができないため。
14	健康医療対策課	インフルエンザ予防接種業務	令和7年9月17日	一般社団法人浜田市医師会 浜田市松原町277番地8 ほか24 者	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は医療行為に該当し、その性質が競争入札に適さないため。
15	健康医療対策課	新型コロナウイルス感染症予防接種業務	令和7年9月17日	一般社団法人浜田市医師会 浜田市松原町277番地8 ほか21 者	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は医療行為に該当し、その性質が競争入札に適さないため。
16	環境課	浜田浄苑流動層焼却炉改修工事	令和7年9月17日	倉敷紡績株式会社 エンジニアリング部 大阪府寝屋川市下木田町14-41	14,025,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田浄苑の流動層焼却炉は、倉敷紡績株式会社が独自に開発した技術とノウハウにより設計製作された汚泥及びし渣の焼却を行う特殊設備である。 そのため、本業務については設計製作を行ったプラントメーカーの専門的な知識や独自の技術力を抜きにして実施することは困難であり、当該業者と契約しなければ目的を達成することが出来ないため。
17	文化振興課	石央文化ホール非常用自家発電機修繕	令和7年9月19日	株式会社電設サービス 浜田市黒川町97番地8	1,980,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	石央文化ホール自家発電機燃料タンクから油漏れが確認され、このまま放置すると油の漏洩が進み火災が発生した際、自家発電機が正常稼働できない可能性が高くなることから早急な対応が必要な状態となった。当該業務に緊急対応ができるのは油漏れ調査を行った株式会社電設サービス以外にないため。

公表対象随意契約一覧(R7.9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
18	下水道課	下水道台帳管理システム保守業務委託	令和7年9月22日	日本メンテナスエンジニアリング株式会社 浜田支店 浜田市相生町4236	1,925,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	下水道台帳管理システムは、システム納入業者の独自システムであるため、システム納入業者である日本メンテナスエンジニアリング株式会社と契約することにより、障害発生時等に迅速な対応が可能であるため。
19	下水道課	美川浄化センター汚泥引抜業務	令和7年9月22日	浜田環境事業協同組合 浜田市下府町327番地129	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
20	下水道課	美川地区個別浄化槽維持管理業務	令和7年9月22日	浜田環境事業協同組合 浜田市下府町327番地129	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
21	工務課	減圧弁オーバーホール業務	令和7年9月25日	株式会社日弁特殊工業 奈良県生駒市北田原町1067番地26	4,372,500	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、安定した水圧管理のため、計画的に減圧弁のオーバーホールを行うものである。オーバーホール実施予定の減圧弁は、株式会社日弁特殊工業の製品であり、株式会社日弁特殊工業以外の会社では、オーバーホール及び調整を実施できない。このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び、浜田市契約規則第23条第1項第1号により、株式会社日弁特殊工業から見積りを徴取し、随意契約とした。
22	下水道課	三隅地区集落排水処理施設沈砂し渣等処理業務	令和7年9月25日	有限会社石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
23	下水道課	三隅地区農業集落排水資源循環施設維持管理業務	令和7年9月25日	有限会社石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該地区の集落排水施設は浄化槽法に規定される施設であり、余剰汚泥を脱水運搬するためには浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）の許可が必要である。三隅地域内において有限会社石見環境整備が両方の許可を併せて持つ唯一の業者であるため。
24	下水道課	三隅地区農業集落排水真空施設維持管理業務	令和7年9月25日	有限会社石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地	1,650,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該真空弁が設置されている河内地区農業集落排水処理施設の維持管理業務委託先であり、機器等を熟知し、機器点検及びトラブル発生時に迅速に対応ができるため。
25	下水道課	浜田処理区下水道管渠整備工事（第一工区）その3	令和7年9月25日	祥洋建設・電設サービス特別共同企業体 浜田市下府町327番地41	527,054,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	公民連携手法（設計・施工一括発注方式）を採用し事業施行をしている浜田処理区管渠整備事業（第一工区）の基本協定書において、当該企業体と工事請負契約を締結することをあらかじめ決定しているため。
26	総合窓口課	浜田市オンライン窓口システム導入業務	令和7年9月26日	ニシム電子工業株式会社 広島 広島県広島市中区橋本町10番1号	17,105,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
27	税務課	二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続（記載事項変更・一時抹消）オンライン化に伴うシステム改修業務	令和7年9月26日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	1,039,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、浜田市においては、「株式会社 サンネット」の提供する住民情報システム（COKAS-R/AD II）を使用している。令和8年1月から開始する軽OSSに係る軽自動車税申告手続（記載事項変更・一時抹消）に関する電子申告対応のため、システム改修が必要となった。このため、契約事業者は、現行システムの仕様を把握し、当市の運用に精通している必要がある。この点から、上記事業者は、現行システムの導入・保守事業者であり、本業務を適切に履行可能な唯一の事業者である。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、不具合発生時の責任区分の切り分けに多大な時間・費用がかかり、業務に支障を来たすおそれがあるなど、保守管理での問題も想定される。以上から、現行システムの導入・保守事業者である上記事業者を選定する。
28	農林振興課	令和7年度公社造林（保育間伐（2回目）【1次事業】（No. 1402））	令和7年9月26日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561-7	3,553,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、植樹から伐採までの長期事業の性質上、森林所有者に公社造林事業を説明し、分収造林契約の承諾を得るなど、分収造林契約締結にあたって中心的な役割を果たし、植樹から施業に携わっているため、森林所有者と信頼関係が築けており事業を円滑に行うことができる。
29	下水道課	河内処理区真空弁取替業務（単価契約）	令和7年9月26日	有限会社石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該真空弁が設置されている河内地区農業集落排水処理施設の維持管理業務委託先であり、機器等を熟知し、機器点検及びトラブル発生時に迅速に対応ができるため。
30	環境課	浜田市指定ごみ袋作成業務	令和7年9月29日	株式会社石田弥太郎商店 浜田市後野町2280番地3	2,547,424	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	令和7年度のごみ袋作成業務委託は、入札の結果、株式会社石田弥太郎商店と契約している。今年度の発注数量及び在庫数量を勘案し、来年度当初に安定的な供給を図るために追加発注を契約する必要がある。追加発注については、本来入札で決定するべきであるが、今年度契約をしている株式会社石田弥太郎商店は、海外製造会社に発注しており、既に版下を保持しているが、他業者の場合、作製に時間を要し、年度内納入が確約できることも想定されるため。
31	DX推進課	庁舎間ネットワーク拠点追加（金城支所移転・金城図書館ルート変更）業務	令和7年9月30日	石見ケーブルビジョン株式会社 浜田市竹迫町2886番地	2,638,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件業務は、石見ケーブルビジョン株式会社がサービス提供及び運用保守を行っている庁舎間ネットワークサービスの拠点等を追加する業務のため同社に依頼する。
32	環境課	埋立処分場有毒ガス検知器点検業務	令和7年9月30日	山陰酸素工業株式会社 浜田営業所 浜田市下府町327-37	1,128,270	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市埋立処分場に設置されているガス探知機は、理研計器株式会社独自のノウハウで製造された検知器であり、それを点検する技術や維持管理等のメンテナンス性を保有する同業他社がない。よって、市内で唯一理研計器株式会社の窓口となっている、山陰酸素工業株式会社浜田出張所と契約しなければ目的を達成することができないため。
33	下水道課	旭浄化センター維持管理業務	令和7年9月30日	江津衛生・石見浄化槽共同企業体 江津市都野津町2307番地12	43,448,724	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
34	下水道課	雲城・旭・弥栄地区農業集落排水施設汚泥引抜業務	令和7年9月30日	有限会社江津衛生公社 江津市都野津町2307番地12	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務対象施設の維持管理業務を有限会社江津衛生公社に委託しているため。
35	下水道課	雲城・旭・弥栄地区農業集落排水施設時間外出勤業務	令和7年9月30日	有限会社江津衛生公社 江津市都野津町2307番地12	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務対象施設の維持管理業務を有限会社江津衛生公社に委託しているため。

公表対象随意契約一覧(R7.9月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約とした理由
36	下水道課	雲城地区農業集落排水施設脱水乾燥施設運転管理業務	令和7年9月30日	有限会社江津衛生公社 江津市都野津町2307番地12	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、雲城地区農業集落排水施設で発生する汚泥を脱水乾燥し場外搬出できる状態にするもので、当該業務の実施については、集落排水施設の維持管理を行う業者が行わないと、適切な放流水質の確保ができないため、雲城地区農業集落排水施設維持管理を受注している有限会社江津衛生公社と随意契約とした。
37	下水道課	国府浄化センター及び美川農業集落排水処理施設維持管理業務	令和7年9月30日	浜田環境事業協同組合 浜田市下府町327番地129	48,939,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該業務の実施については「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づいて協定を締結しているため。
38	下水道課	三隅地区個別浄化槽維持管理業務	令和7年9月30日	有限会社石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355番地	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	当該地区的浄化槽維持管理を行うにあたり浄化槽保守点検・清掃業務の許可業者が有限会社石見環境整備のみであるため。